

賃金規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は就業規則（以下「規則」という。）に基づいて、特定非営利活動法人北海道エンブリッジにおける社員の賃金に関する事項を定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、規則第2条に定める社員に適用する。

(賃金の構成)

第3条 賃金の構成は、月給制賃金または時給制賃金とする。

2. 前項の他、会社は臨時または特別に手当等を支給することがある。

(賃金の支払形態)

第4条 賃金の支払形態は、月給制賃金、時給制賃金ごとに次のとおりとする。

(1) 月給制賃金は、基本給および諸手当とする。

(2) 時給制賃金は、雇用契約に準じ日払い又は月払いにより労務時間に応じて支払う賃金とする。

2. 前項にかかわらず、会社は必要に応じて個別の契約に基づき別段の形態により賃金を決定することがある。

第2章 賃金の計算および支払

(計算期間および支払日)

第5条 賃金は、1日から末日までの分を当月25日に支給する。

2. 前項の賃金支給日が金融機関休業日にあたるときは、前営業日に繰り上げて支給する。

(支払原則および控除)

第6条 賃金は通貨で、または銀行振込にて（社員の同意を得て本人の銀行口座に）直接、全額を支払う。

2. 前項にかかわらず、次に掲げるものは支払の際控除する。

(1) 所得税

- (2) 住民税
- (3) 雇用保険料
- (4) 健康保険料
- (5) 介護保険料
- (6) 厚生年金保険料
- (7) 社員代表との協定で定めたもの

(欠勤・遅刻等)

第7条 欠勤・遅刻・早退・私用外出などにより所定労働時間の全部または一部を休業した場合においては、その休業した時間に対応する基本給および諸手当または月額給与は支給しない。

(計算の端数処理)

第8条 賃金計算において生じる端数の処理は、次のとおりとする。

- (1) 円未満の端数は四捨五入する。
- (2) 欠勤、遅刻等の不就労時間の計算は、当該賃金計算期間において時間数を合計し、30分未満の端数がある場合はこれを切り捨てる。
- (3) 時間外勤務手当、休日勤務手当、深夜勤務手当の計算は、当該賃金計算期間において各々時間数を合計し、30分未満の端数がある場合はこれを切り捨て、それ以上の端数がある場合はこれを1時間に切り上げる。

(休職者の賃金)

第9条 規則第38条により休職を命ぜられた期間に対する基本給および諸手当または月額給与は支給しない。

(特別休暇等の賃金)

第10条 規則第15条で定める1.2.3.4.5号に上げられる特別休暇についてはこれを出勤したものとして取り扱い、通常の賃金を支給する。

(所定時間外労働手当の計算)

第11条 所定時間外労働手当は、次の計算によって残業費として支給する。ただし、会社が時間外勤務を命じた場合に限るものとする。なお、所定時間外労働には休日労働も含まれる。

別に定める人件費等級単価一覧表における該当金額×1.5×所定外労働時間数

2. 時給制賃金の対象者の時間外手当は、各人ごとの契約において特段の指示をした場合を除き、原則として前項の定めは適用しない。

第3章 基本給または時間給の更改

(基本給または時間給の決定)

第12条 基本給または時間給の額は、各人の職務の内容、能力、経験等を考慮のうえ各人ごとに決定する。

(基本給の更改)

第13条 月給者の基本給の更改は、原則として毎年4月1日に会社の業績および個人の勤務成績（能力・成果・勤務態度等）を評価し、更改する。

2. 前項の評価については、次の事項について評価する。

(1) 会社の業績

(2) 個人の勤務成績（能力・成果・勤務態度等）

第4章 諸手当

(通勤手当)

第14条 通勤に要する交通費は、その者が公共交通機関を利用した合理的な通勤経路の1ヶ月分の通勤定期代を支給する。

2. 転居等により乗車区間および乗車期間を変更しようとする場合には、所定の手続を経て承認のあった月から新たな通勤手当を支給する。

3. 入退社などの理由により支給日数が1ヶ月を下回る場合は、通勤交通費を日割計算した場合と、1ヶ月分の通勤定期代を比較し、金額が少ない方を支給する。

4. 通勤費の上限を20,000円とする。

第5章 月給者の賞与

(月給者の賞与の支給)

第15条 賞与は、原則として毎年9月および3月に会社の業績に応じて支給する。ただし、会社の業績の低下、その他やむを得ない事情がある場合には支給しないことがある。

(月給者の賞与の算定期間)

第16条 賞与の算定期間は、次のとおりとする。

9月	4月1日～9月30日
3月	10月1日～3月31日

(月給者の賞与の算定基準)

第17条 賞与の算定基準は、当該算定期間におけるその者の勤務成績・出勤率・貢献度等を総合的に勘案のうえ各人ごとに決定支給する。

(月給者の賞与の支給条件)

第18条 賞与の支給条件は、算定対象期間の全期間を勤務した者を対象とする。

2. 賞与は、支給日当日に在籍している者を対象として支給する。

附 則

(施行日)

本規程は令和2年6月1日から令和4年1月31日までを有効とする